

水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用に関する協定書

狛江市長を「甲」とし、東京都知事を「乙」とし、甲乙の間において、「水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用に関する要綱」（令和 2 年 6 月 10 日 2 住経企第 189 号。以下「要綱」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 この協定書は、水害時に甲の地域防災計画で指定する避難場所等に住民が避難する時間的余裕がない場合、甲が乙の管理する都営住宅等（要綱第 1 条の規定により定められたものをいう。以下同じ。）の空き住戸を緊急避難先として使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（提供住戸）

第 2 乙は、毎年度、甲から依頼のある地域の都営住宅等の空き住戸のうち、入居予定のある住戸や、補修予定又は補修中の住戸等、都営住宅等の管理に支障がある空き住戸を除き、水害時に緊急避難先として使用可能な住戸のリストを提供する。

（緊急避難先としての使用要請）

- 第 3 甲は、当該区市町において都営住宅等及びその周辺で浸水が発生する恐れがあると判断した場合は、乙に都営住宅等の空き住戸の使用を要請することができる。
- 2 甲は、緊急避難先として使用する場合、要綱に定める都営住宅施設等一時使用許可申請書を乙に提出しなければならない。
- 3 乙は、前項の申請があった場合、使用を許可するときは、要綱に定める都営住宅施設等一時使用許可書により甲に通知する。
- 4 鍵の引渡しの手続及び使用許可の手続の詳細は別途定める。

（緊急避難先としての使用）

- 第 4 提供住戸の解錠、清掃、住民への周知、誘導、安全管理、運営等、緊急避難先としての管理については甲の責任において行うものとする。提供住戸内の修繕や清掃の状況に起因する損害については、乙は何ら責任を負わない。
- 2 緊急避難先として使用するに当たって、水道、電気その他備品等が必要な場合は甲が手配する。

（費用の負担）

第 5 提供住戸の使用料は免除するが、緊急避難先としての使用に当たって発生した費用については、すべて甲の負担とする。

（緊急避難先としての使用の終了）

第 6 本避難先の使用は緊急かつ一時的なものであり、水が引いて、本来の避難場所等への移転等が可能になった場合は、甲は、速やかに緊急避難先使用者を本来の避難場所等に移転させる等、緊急避難先としての使用を、最小限の期間で終了させなければな

らない。

2 緊急避難先としての使用が終了した場合は、甲は、速やかに原状回復（浸水そのものによる損傷を除く）の上、要綱に定める住宅返還届を提出しなければならない。なお、原状回復に要する費用は甲の負担とする。

3 鍵の返却の手続は別途定める。

（禁止事項）

第7 甲は、提供を受けた住戸について、緊急避難先以外の用途に使用してはならない。

2 甲は、提供を受けた住戸においては、ガスを使用してはならない。

（損害金等）

第8 乙は、一時使用許可の満了日までに鍵が返却されない場合は、損害金として、一時使用許可の満了日の翌日から鍵の返却を行う日までの期間について、近傍同種家賃等（東京都営住宅については、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）第12条第4項の規定により定められた額を、福祉住宅については東京都福祉住宅条例（昭和35年東京都条例第38号）第10条に定める使用料の上限額を、地域特別賃貸住宅については、東京都地域特別賃貸住宅条例（昭和63年東京都条例第103号）第11条第1項に定める使用料を、特定公共賃貸住宅については、東京都特定公共賃貸住宅条例（平成5年東京都条例第65号）第11条第1項に定める使用料をいう。）を、甲に請求することができる。

2 緊急避難先の運営に当たって発生した事故等による損害は、すべて甲の負担とする。

（協議）

第9 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定する。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和4年7月28日

（甲） 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 松原 俊雄

（乙） 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
東京都知事 小池 百合子